

平成 26 年 7 月 24 日

各 位

アサヒ紙工株式会社
代表取締役社長 青木 康史

公正取引委員会に対する審判請求等について

当社は、平成 26 年 7 月 24 日開催の取締役会において下記のとおり決議しましたのでおしらせいたします。

記

1. 審判請求について

公正取引委員会、平成 26 年 6 月 19 日付、排除措置命令および課徴金納付命令は、事実関係ならびに法律的な論点にきわめて大きな疑義があり、到底承服できるものではないことから、独占禁止法の規定に基づき、公正取引委員会に対し審判請求を行います。

2. 排除措置命令の執行の免除申立てについて

上記 1. の理由により、独占禁止法の規定に基づき東京高等裁判所に対し、排除措置命令の執行の免除申立てを行います。

以上